

令和4年3月11日

学 生 各 位

学生担当副学長
太 田 圭

本学での大規模クラスター発生に伴う注意喚起について（要請）

茨城県におけるまん延防止重点措置が3月7日以降も延長されたことから、本学においても引き続き新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を促しておりましたが、学生団体において感染者数56名（3月7日現在の陽性者数）の大規模なクラスターが発生しました。

これは、サークル本来の活動による感染だけでなく、活動終了後の集団での会食によるものが大きいと思われます。

また、これらの活動については、本学の「課外活動における団体活動開始ガイドライン」等で、事前に提出と承認が求められている学生団体学外行事届、特例許可申請等の必要な手続きが行われておりませんでした。非常に残念であり、改めて、本学学生として社会や周囲の人々の生活に及ぼす影響を考え行動してほしいと願います。

春休み、卒業シーズンを迎え、各種催事が企画されることと思いますが、集団での飲食等（個人宅での集まりやカラオケ、バーベキュー等含む）は自粛するよう、また、各人の感染防止対策に対する意識を更に高め、感染防止対策の徹底を図るよう強く要請します。

なお、今回の大規模クラスター発生を踏まえ、今後、集団での会食、懇親会等が要因と思われるクラスターが発生した場合は、新生を含めた学生の安心・安全を担保するため、全ての団体の活動を自粛とすることや、今回のように無届けでの活動を行い同様の事態が発生した場合には、当該団体に対する活動停止又は解散命令をすることもあると考えています。

一人一人の行動が、友達や周囲の人々の生活に大きく影響を及ぼすことを考え、筑波大学の構成員として自ら考え行動してください。

各学生団体においては、必要な諸手続き（学生団体学外行事届の提出や宿泊を伴う活動は特例申請等）を必ず行った上で、その時々^々の自粛要請の範囲内で活動するよう要請します。皆さんの節度ある行動を期待しています。

【参考】

- [筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン](#)
- [課外活動制限下における団体活動に関する申合せ](#)
- [新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の本人の行動フロー（第3版）](#)
- [団体内に「感染者が疑われる者」「陽性者」が発生した場合の団体活動について](#)